

松浦川学識者懇談会 規約（案）

資料2

（名称）

第1条 本会は、「松浦川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、松浦川水系河川整備計画を策定するにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第3条 懇談会は、国土交通省九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、松浦川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は整備計画（案）の策定までとする。

（懇談会の成立）

第4条 懇談会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

（委員長）

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会を招集する。

3 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

4 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（公開）

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所調査課に置く。

（規約の改正）

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

（附則）

この規約は、平成19年11月5日より施行する。